



“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

北米

2017年4月26日

米国財政政策を知る — その4(歳入)

今回は米連邦政府の歳入について述べます。まず、歳入の構成は主に、半分近くを占める(個人)所得税、法人税、社会保障税が主な歳入で、間接税とその他歳入が1割未満という構成となっています。

どこに注目すべきか:

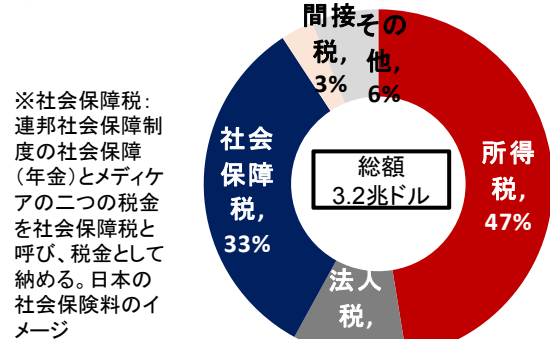
連邦政府歳入、間接税、医療保険

今回は米国連邦政府の歳入を概観します(図表1参照)。まず、歳入の構成は主に、半分近くを占める(個人)所得税、法人税、社会保障税が主な歳入で、間接税とその他歳入は1割未満という構成となっています(2015年度)。米国連邦政府の歳入の特色として、直接税の占める割合が極めて高くなっています。例えば日本では、所得税、法人税、間接税である消費税の構成割合は各15%前後となっているのに比べ、米国は歳入における所得税の割合が高く、また日本のような消費税が導入されていない点が異なります。なお、消費税について加えると、米国を旅行した人は消費税のような売上税を払った記憶があるかもしれません。恐らくそれらは州税などの地方税です。連邦国家である米国は地方政府に財源の権限を認めており、課税の自由度が高くなっています。日本の消費税なら、全国一律(現在)8%ですが、米国の売上税などは州によって裁量が認められています。社会保障税は用途が年金や医療保険であるため、日本の社会保険料のイメージです。ただ米国では税負担として、雇用主と雇用者で折半するのが通常といわれています。米国のトランプ大統領が引下げを目指している税制で、よく報道されている法人税ですが、歳入全体に占める割合は1割程度となっています。

また、通商問題で名前の出てくる『関税』はその他に含まれ、割合としては1%程度です。歳入は図表1に示した連邦政府の歳入と州税など地方財政に分かれています。必ずしも使い道が別ではありません。例えば、低所得者向けの公的医療サービスであるメディケイドは州政府が運営していますが、財源を見ると、州政府の一般財源に加えて、連邦政府の負担により運営されています(図表2参照)。高齢者向けのメディケアは連邦政府が運営しているため、主な財源は社会保障税と保険料です。米国では公的な国民皆保険は整備されておらず、働く世代は主に民間保険で、他は公的でカバーされる構図ですが、例えば失業した場合に保険料が払えず無保険者になるケースが指摘

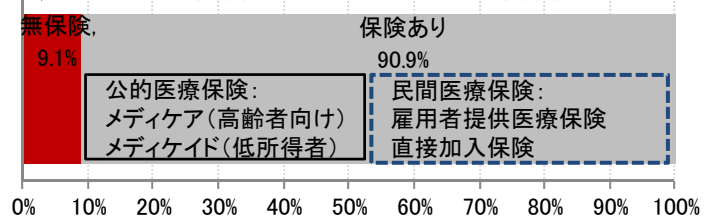
されています。無保険者は減少傾向とはいえ、解消は困難です。米医療保険のあるべき姿も政権により方向性が異なっています。米国財政を知る上で、医療保険の動向に注目する必要があります。最後に、米国連邦の税制で売上税(または消費税)が無いことは、輸出入において関税以外、税の国境調整が行われなくても見られます。売上税のような付加価値税は消費地で課税されるため、国境調整の仕組みが組み込まれた課税方法と考えられています。共和党が提案している国境調整税はこの点を踏まえ、導入を検討している面もあると思われます。

図表1: 米国連邦政府の歳入の構成(2015年度、兆ドル)



※社会保障税: 連邦社会保障制度の社会保障(年金)とメディケアの二つの税金を社会保障税と呼び、税金として納める。日本の社会保険料のイメージ
※間接税: 酒税、タバコ税、電話税、輸送用燃料税等特定の品目に課せられる税。州の売上税もしくは使用税とは異なる
※その他: 関税、相続税、連邦準備制度収入からの預け入れなど
出所: 米行政管理予算局(OMB)のデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

図表2: 米国医療保険カバー率と主な医療保険(2015年)



※図表2は主な医療保険の種類。2種以上の保険に加入しているケース有。
出所: 米商務省国勢調査局のデータを使用しピクテ投信投資顧問作成



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。